

奈良県地域福祉推進計画策定委員会規則をここに公布する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第十三号

奈良県地域福祉推進計画策定委員会規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県地域福祉推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第二条** 委員会は、委員十五人以内で組織する。

**2** 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 地域福祉に関して優れた識見を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

**第三条** 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第四条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

**2** 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

**3** 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第五条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

(委員以外の者の出席)

**第六条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

**第七条** 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第八条** 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

**第九条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。